

別表（２）

等級ごとの昇格基準

- 1) 現に在級するランクが必要とする職務遂行能力要件を十分に満たしたと認められること
- 2) 1つ上位の等級が必要とする職能要件を満たすと認められること。
- 3) 別表（３）の人事考課表において60点以上であること
- 4) 最短滞留年数以上の期間、そのランクに在位していること。
- 5) Mランク以上の者については、筆記試験に合格し、かつ上司もしくは事務局との面接において適切と判断された者であること。

ランク	必要ポイント	標準滞留年数	一次考課者	二次考課者	昇格留意事項
M→S	24	6年	サビ管・事務局長	理事長	筆記試験・面接
B→M	30	10年	管理者	サビ管・事務局長	筆記試験・面接
P→M	15	5年	管理者	サビ管	
※直近の評価が40点以下の者については、必要ポイントに達していても昇格は見送る					
※評価が2年連続で20点以下である者については、理事会の決議に諮り、そこで可決の場合は降格する場合があります。					
※1次考課者については、その業務を補助するため、必要に応じて1～2名の考課補助者をつけることができる。					

○人事考課表における得点ごとに付与されるポイント

得点	付与ポイント
A (100～81)	5
B (80～61)	4
C (60～41)	3
D (40～21)	2
E (20～0)	1